# ふれあい・いきいきサロン助成基準

社会福祉法人　広島県府中市社会福祉協議会

１　目　的

この助成基準は、「ふれあい・いきいきサロン実施要領」に基づき、広島県府中市社会福祉協議会(以下「府中市社協」という。)が交付する助成金について必要な事項を定めるものとする。

２　交付の対象

この助成金は、府中市社協が定める「ふれあい・いきいきサロン実施要領」に定める第５「開催回数」、第６「内容」、第７「参加人数」の活動要件を満たすことで交付の対象とする。

３　助成基準の考え方

（１）月１回の開催（年間１２回）を基準とし、開催回数（実際に開催した回数）と年間の平均参加人数（１年間の参加人数の合計を開催回数で除した人数）を基に助成金額を定める。

（２）開催回数が月１回未満の場合は、次の算式で助成金を算出する。

①　開催回数×５００円

②　１回平均参加人数に対応する助成基準額 × 開催回数／１２回

（例：年１１回開催 → 11／12 ・ 年６回開催 → 6／12）

③　①＋②＝助成額

（３）助成金の上限額は、１サロン５５，０００円とする。

【開催回数基準】

| 開催回数 | 金　　額 |
|---|---|
| １２回未満 | （１回につき）　５００円 |
| １２回 | ８，０００円 |
| ２０回未満 | １０，０００円 |
| ２４回未満 | １３，０００円 |
| ２４回以上 | １６，０００円 |

【平均参加人数基準】

| 平均参加人数 | 金　　額 |
|---|---|
| １０人未満 | ３０，０００円 |
| ２０人未満 | ３５，０００円 |
| ３０人未満 | ４０，０００円 |
| ４０人未満 | ４５，０００円 |
| ４０人以上 | ５０，０００円 |

※参加人数のカウントは、「実施要領」第３に定める「対象者」とする。

４　新規サロンを開設する場合

（１）年額１２，０００円とする。　（月額１，０００円）

ただし、新規開設の場合、開催回数、参加人数は関係なく助成額は前途とする。

（２）助成額は月１回の開催を基準とし、開催予定月数で算出する。

５　助成金の算定

この助成基準による算定は、平成３１年４月１日から適用する。